

2.2 解体等工事の流れ

建築物等の解体等工事を行う場合は、アスベスト含有建材の有無の事前調査、発注者への説明、届出書の提出など、遵守すべきことがあります。

以下に解体等工事の流れの概要を示していますので、工事に着手する前に、必要な作業や手続きをご確認ください。

必要な作業や手続き		対象となる建材			
事前調査	 3.1～3.2 事前調査 (14ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	↓				
	 3.3 事前調査に関する記録 (22ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	↓				
	 3.4 事前調査結果の発注者への説明 (27ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
↓					
	 3.5 事前調査結果の札幌市への報告 (32ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
↓					
作業計画・準備	 4.1 作業計画の作成 (42ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	↓				
	 4.2 特定粉じん排出等作業実施届出書の提出 (45ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
↓					
	 4.3 下請負人への説明等 (50ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
↓					

作業実施	 3.6 事前調査結果等の掲示 (38ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	 5.1～5.7 除去等作業 (51ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	 6.1～6.2 産業廃棄物の搬出等 (83ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
作業結果の記録・報告	 7.1 作業結果の記録 (85ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	 7.2 作業結果の発注者への報告 (86ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	 7.3 特定粉じん排出等作業完了届 の提出 (89ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし

補足

以下の作業は、建築物等の解体等作業には該当しないため、大気汚染防止法上の規制は適用されません（令和2年11月30日付施行通知）。

- 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等のアスベスト等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、アスベストが飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、アスベスト等が使用されている可能性がある壁面等に穴をあける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。
- 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- 国土交通省、経済産業省、農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果からアスベストが使用されていないことが確認された工作物の解体・改修の作業